令和５年第３回弥彦村議会（５月）臨時会

議　事　日　程　（第１号）【臨時議長分】

令和５年５月１０日（水曜日）午前１０時開会

日程第　１　仮議席の指定について

日程第　２　選挙第１号　議長の選挙について

議　事　日　程　（第１号の追加）【新議長分】

日程第　１　議席の指定について

日程第　２　会議録署名議員の指名について

日程第　３　会期の決定について

日程第　４　選挙第　２号　副議長の選挙について

日程第　５　発議第　１号　弥彦村議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第　６　選任第　１号　常任委員会委員の選任について

日程第　７　選任第　２号　議会運営委員会委員の選任について

日程第　８　選挙第　３号　西蒲原福祉事務組合議会の議員の選挙について

日程第　９　選挙第　４号　燕・弥彦総合事務組合議会の議員の選挙について

日程第１０　選挙第　５号　新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について

日程第１１　議案第４２号　監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第１２　議案第４３号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第２号）

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第４まで議事日程に同じ

追加日程第１号　議席の一部変更について

日程第５から日程第１２まで議事日程に同じ

追加日程第２　議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について

追加日程第３　総文厚産常任委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について

追加日程第４　競輪常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

出席議員（１０名）

１番	安　達　宏　行	２番	石　川　　喬
３番	樋　浦　久　夫	４番	花　井　譲　温
５番	丸　山　　浩	６番	古　川　七　郎
７番	板　倉　恵　一	８番	柏　木　文　男

９番	本多隆峰	１０番	小熊　正

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	本間芳之	教育長	小野塚正史
総務部長	志田　馨	産業部長	髙橋信弘
防災課長	小林健仁	デジタル行政推進課長	宇野　誠
税務課長	浜田禎介	住民課長兼福祉課長	坂爪明博
健康推進課長	松井裕美子	農業振興課長	石川秀雄
観光商工課主幹	丸山竜一	建設企業課長	丸山栄一
公営競技事務所長	柳川治美	会計管理者	水沢正一
こども教育課長	富田　憲	社会教育課長	小出将浩

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤和恵	書記	春日史子

○議会事務局長（伊藤和恵）　おはようございます。議会事務局長の伊藤でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会となります。よって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の古川議員をご紹介いたします。

古川議員、議長席のほうへお着き願います。

◎臨時議長挨拶

○臨時議長（古川七郎議員）　皆さん、おはようございます。

ただいま紹介いただきました古川です。

地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎新任議員の紹介・挨拶

○臨時議長（古川七郎議員）　このたび４月23日に施行された弥彦村議会議員選挙において、２名の新任議員が誕生しております。ここで、新たに当選された新任議員を紹介いたします。

初めに、安達宏行議員、前方の壇上へお進みください。

○１番（安達宏行議員）　おはようございます。安達宏行でございます。

大学卒業後、新潟県労働衛生医学協会で働いてきました。そこで得た知識、経験を生かして、弥彦村民の体の健康、心の健康の保持増進に向けて頑張りたいと思います。

諸先輩方を見習い、学びながら、笑顔の絶えない弥彦村づくりに取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○臨時議長（古川七郎議員）　次に、石川喬議員、お願いいたします。

○２番（石川　喬議員）　おはようございます。大戸出身の石川と申します。

皆さんの先輩の方々のご指導、ご鞭撻により頑張りたいと思いますので、何とぞひとつよろしくお願いします。

初心を忘れずに、この４年間、粉骨砕身させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。お願いいたします。（拍手）

○臨時議長（古川七郎議員）　ありがとうございました。

◎議員の自己紹介

○臨時議長（古川七郎議員）　続きまして、議員の自己紹介を行います。

席順の若い順に行います。１から順番に指名いたしますので、議席番号及び氏名を言ってくだ

さい。

〔議員　順次自己紹介あり〕

◎教育長・新課長挨拶

○臨時議長（古川七郎議員）　続きまして、この４月より小野塚教育長が就任され、また人事異動により１名の新課長が誕生しています。

小野塚教育長及び石川農業振興課長より新任のご挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

小野塚教育長、よろしくお願いします。

○教育長（小野塚正史）　４月１日より弥彦村教育長を拝命いたしました小野塚正史でございます。

弥彦村に在住し34年が経過しました。弥彦村は以前から小・中学校に村単独予算で学習指導支援講師を配置するなど、村民としては大変ありがたく、また他市町村で中学校教員として勤務していた私としては、大変うらやましく思っておりました。

昨年度末まで８年以上にわたり務められた林順一前教育長の下で、その後、更に充実した教育行政を継承しつつ、弥彦村が目指す子供像、弥彦を愛し、夢や志を持ってつながりを広げる強くたくましい子供、その育成に向け努力してまいります。

４月１日よりこども基本法が施行されました。その趣旨を踏まえつつ、議員の皆様方のお力添えを賜り、更なる弥彦村の教育の充実、発展のために邁進してまいる所存でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（古川七郎議員）　ありがとうございました。

続いて、石川農業振興課長、お願いいたします。

○農業振興課長（石川秀雄）　このたび農業振興課長を拝命しました石川です。

弥彦村でも農業者の高齢化による担い手の減少、農地利用の問題や生産資材高騰による農業経営の圧迫など、農業を取り巻く環境は更に厳しく、課題は大きくなっていると感じております。

そういった課題解決やもうかる農業の実現に向けまして、主人公である農業者に寄り添いながら、共に取り組んでまいりたいと思っております。

前任の鈴木課長のように、栽培技術における専門知識は持ち合わせておりませんけれども、何とぞご理解とご協力をお願いいたします。

○臨時議長（古川七郎議員）　ありがとうございました。

◎幹部職員の紹介

○臨時議長（古川七郎議員）　次に、執行部側より幹部職員の紹介をしたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

〔幹部職員　順次紹介、挨拶あり〕

○臨時議長（古川七郎議員）　ありがとうございました。

以上で幹部職員の紹介を終わります。

◎開会・開議の宣告

○臨時議長（古川七郎議員）　それでは、ただいま出席議員は10名全員であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより令和５年第３回弥彦村議会５月臨時議会を開催いたします。

（午前１０時１３分）

◎議事日程の報告

○臨時議長（古川七郎議員）　本日の議事日程は手元に配付のとおりであります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（古川七郎議員）　最初に、日程第１、仮議席の指定を行います。

仮議席につきましては、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（古川七郎議員）　次に、日程第２、選挙第１号　議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（古川七郎議員）　議場の閉鎖が終わりました。

ただいま出席議員は10名であります。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、３番、樋浦議員、４番、花井議員を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。議席において選びたい議員１人の氏名を投票用紙に記載し、投票を行ってください。また、所定の投票用紙を用いないもの、２人以上の氏名を記載したもの、白票、他事を記載したものにつきましては、公職選挙法第68条の規定により無効投票とみなしますので、これをご承知お願いいたします。

これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（古川七郎議員）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（古川七郎議員）　配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（古川七郎議員）　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、議長席に向かって左から投票をお願いいたします。

〔点呼・投票〕

○臨時議長（古川七郎議員）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（古川七郎議員）　投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

３番、樋浦議員、４番、花井議員の開票の立会いをお願いいたします。

〔開　票〕

○臨時議長（古川七郎議員）　立会人は自席にお戻りください。

開票の結果を報告いたします。

投票総数10

これは先ほどの出席議員の数に符合いたします。

有効投票10

無効投票ゼロ

有効投票のうち、本多隆峰議員10票

以上のとおりであります。

選挙の法定得票数は有効投票数の４分の１以上であり、３票です。したがって、本多隆峰議員を当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（古川七郎議員）　ただいま議長に当選されました本多議員が議場におられますので、会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議長就任の挨拶

○臨時議長（古川七郎議員）　これより、当選人より登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（本多隆峰議員）　このたび弥彦村議会議長に選ばれました本多隆峰です。

誠に光栄でありますとともに、謹んで御礼申し上げます。

議長という責務と、その重責に身の引き締まる思いでおります。

同僚議員の皆様のご協力をはじめ、本間村長、小野塚教育長、執行部職員の皆様から、ご指導、ご鞭撻をいただきながら、一生懸命務めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（古川七郎議員）　ありがとうございました。

◎議長の交代

○臨時議長（古川七郎議員）　以上で、臨時議長の職務を終わらせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

本多議長、議長席にお着きお願いいたします。

○議長（本多隆峰議員）　ただいま議長を替わりました。本多でございます。

これより私が議事運営を行います。協力のほど、よろしくお願いいたします。

ここで、議事日程配付のため暫時休憩といたします。

そのまま自席にてお願いいたします。

（午前１０時２９分）

○議長（本多隆峰議員）　それでは、再開いたします。

（午前１０時３１分）

○議長（本多隆峰議員）　これからの議事は、お手元にただいま配付した議事日程第１号の追加により行います。

◎議席の指定

○議長（本多隆峰議員）　初めに、日程第１、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定によって、ただいま着席の仮議席を本議席に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、

１番　安　達　宏　行　議員

２番　石　川　　喬　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日１日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日１日限りと決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第４、選挙第２号　副議長の選挙について議題といたします。

お諮りいたします。副議長の選挙につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に小熊正議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました小熊議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました小熊正議員が副議長に選出されました。

ただいま副議長に当選された小熊議員が議場におられますので、会議規則第33条第２項の規定により当選の告知をいたします。

◎副議長就任の挨拶

○議長（本多隆峰議員）　これより、当選人よりご挨拶をお願いいたします。

○副議長（小熊　正議員）　ただいま副議長の指名推選を賜りました小熊正でございます。

これからは、微力ではございますが、議長を補佐し、議会運営に努めていきたいと思いますので、議員各位のご協力をお願いいたしまして、ご挨拶といたします。

◎日程の追加

○議長（本多隆峰議員）　議長、副議長の選出により議席に一部変更が生じました。

お諮りいたします。ここで議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがいまして、議席の一部変更についてを行います。

◎議席の一部変更について

○議長（本多隆峰議員）　議長、副議長の選出に伴い、会議規則第４条第３項の規定により議席の一部を変更します。

変更となる議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔変更となる議席の朗読〕

○議長（本多隆峰議員）　事務局長が読み上げたとおり議席を指定いたします。

◎発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第５、発議第１号　弥彦村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より説明を求めます。

○１０番（小熊　正議員）　発議第１号。

令和５年５月10日。

弥彦村議会議長、本多隆峰様。

提出者、小熊正。

賛成者、安達宏行、石川喬、樋浦久夫、花井譲温、丸山浩、古川七郎、板倉恵一、柏木文男、本多隆峰。

弥彦村議会委員会条例の一部を改正する条例について。

標記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び弥彦村議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

提出理由。

常任委員会では、令和３年度より所管事項に関する審査を連合にて行っており、また競輪特別委員会では、付議された案件がなくても開催している状況が続いておりました。

こういった状況から、委員会の体制及び所管事項等の見直しを行う必要があると考え、総務文教及び厚生産業の２つの常任委員会を１つにまとめ、競輪特別委員会を常任委員会にするなど、委員会審査をより円滑かつ効率的に行うため本条例案を提案するものです。

説明は以上であります。

○議長（本多隆峰議員）　以上で説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、ご質疑があれば、これを許します。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、発議第１号について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

発議第１号　弥彦村議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員です。

したがって、発議第１号は提案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。そのまま自席にてお願いいたします。

（午前１０時４２分）

○議長（本多隆峰議員）　それでは、再開いたします。

（午前１０時４４分）

◎常任委員会委員の選任

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第６、選任第１号　常任委員会委員の選任について議題といたします。

本案につきましては、委員会条例第７条第２項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

常任委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名します。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第７、選任第２号　議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第４条の２第２項の規定により、選任委員は４名であります。

本案につきましては、委員会条例第７条第２項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

議会運営委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり、議長により指名します。

ここで各委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

議員の皆さんは委員会室へお集まりください。

本会議の再開は11時15分といたします。

（午前１０時４６分）

○議長（本多隆峰議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１５分）

◎諸般の報告

○議長（本多隆峰議員）　これから、諸般の報告をいたします。

休憩中に、各委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届きましたので、ご報告いたします。

総文厚産常任委員長に丸山浩議員、副委員長に樋浦久夫議員、競輪常任委員長に板倉恵一議員、副委員長に石川喬議員、議会運営委員長に小熊正議員、副委員長に安達宏行議員、以上のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎西蒲原福祉事務組合議会の議員の選挙

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第８、選挙第３号　西蒲原福祉事務組合議会の議員の選挙について議題といたします。

本議会で選挙する議員の数は１名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、それにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

西蒲原福祉事務組合議会の議員に安達宏行議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました安達議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました安達宏行議員が西蒲原福祉事務組合議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました安達議員が議場におられますので、会議規則第33条第２項の規定により当選の告知をいたします。

◎燕・弥彦総合事務組合議会の議員の選挙

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第９、選挙第４号　燕・弥彦総合事務組合議会の議員の選挙についてを議題といたします。

本議会で選挙する議員の数は２名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思いますが、それにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

燕・弥彦総合事務組合議会の議員に柏木文男議員、丸山浩議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました２名を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました柏木文男議員、丸山浩議員が燕・弥彦総合事務組合議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました柏木議員、丸山議員が議場におられますので、会議規則第33条第２項の規定により当選の告知をいたします。

◎新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第10、選挙第５号　新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙についてを議題といたします。

本議会で選挙する議員の数は１名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議員に花井譲温議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました花井議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました花井譲温議員が新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました花井議員が議場におられますので、会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第11、議案第42号　監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

柏木文男議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退場を求めます。

〔柏木文男議員退場〕

○議長（本多隆峰議員）　ただいまの出席議員は９名です。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　議案第42号　監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本件は、地方自治法第196条第１項の規定に基づき、議員のうちから選出される監査委員に柏木文男議員を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、議員のうちから選出される監査委員の任期は、議員の任期によることとなります。

以上、概要を説明いたしましたが、十分ご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（本多隆峰議員）　村長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員であります。

したがいまして、議案第42号　監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

柏木文男議員の除斥を解除します。柏木議員に入室を求めます。

〔柏木文男議員入場〕

○議長（本多隆峰議員）　ただいまの出席議員は10名です。

◎議案第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第12、議案第43号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより提案者に提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　議案第43号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出の総額44億5,735万円に、歳入歳出それぞれ7,867万7,000円を追加し、総額を45億3,602万7,000円とするものであります。

歳入といたしましては、14款国庫支出金5,145万1,000円、19款繰越金2,722万6,000円でありま

す。

歳出といたしましては、３款民生費4,763万2,000円、４款衛生費3,104万5,000円であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、低所得の子育て世帯に対する生活支援給付金、グループホームこいて外構工事に係るものであります。

十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（本多隆峰議員）　ありがとうございました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第43号について、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（本多隆峰議員）　先ほど各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査について、お手元に配付のとおり申出がありました。

お諮りいたします。各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務の調査の件を日程に追加して直ちに審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに審議することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～競輪常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（本多隆峰議員）　追加日程第２、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について、追加日程第３、総文厚産常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について、追加日程第４、競輪常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査についての３案件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の本臨時会の日程は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（本多隆峰議員）　閉会前に、村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（本間芳之）　まずは、さきの村議会議員選挙におきまして当選された皆様、改めまして当選おめでとうございます。

村の発展のため、弥彦村をよりよくしていきたい思いは議員の皆様と全く同じであります。引き続き村のために尽くしてまいりますので、今後もご理解とご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

今臨時会におきまして提案いたしました２案件とも全会一致で可決いただき、誠にありがとうございました。今回可決いただいた電力・ガス・食料品等の価格高騰対策や低所得世帯支援金の給付等、いずれも速やかに実施してまいりますので、よろしくご支援、ご協力をお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（本多隆峰議員）　ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（本多隆峰議員）　最後に、議長から挨拶を申し上げます。

去る４月23日の弥彦村議会議員選挙に当選された10名の方々は、おのおのの選挙公約及び初心を忘れずに、村民の皆さんへの期待を担って、それに応えるよう、精進・活動をされていること

と存じます。

最近は、任期半ばで健康上の理由で議員を辞めざるを得ないということが続いております。どうか議員の皆様には健康に留意され、任期を全うされますことをお願いする次第です。

コロナ後の弥彦村は様々な課題が山積しております。議会と執行部とお互いの責務を果たしながら、一つになり、弥彦村の発展と村民の福祉、幸福の実現に取り組んでいきたいと願っております。

初めての新体制での臨時議会でありましたが、皆様のご協力をもちまして無事終了することができました。御礼を申し上げます。

大変長時間にわたり審議いただき、お疲れさまでした。

◎閉会の宣告

○議長（本多隆峰議員）　これをもって、令和５年第３回弥彦村議会５月臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前１１時３２分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

臨時議長　　古　　川　　七　　郎

議　　長　　本　　多　　隆　　峰

署名議員　　安　　達　　宏　　行

署名議員　　石　　川　　　　喬